

配分委員会委員への協議
【 協 議 】
令和元年10月24日
岩手県復興局生活再建課

第22回平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金
配分委員会書面協議事項

次のとおり「第3次配分第9回」として義援金の追加配分を行うことについて、配分委員会の書面表決を求めるものです。

- 1 各市町村に対し、令和元年12月上旬を目途に追加配分を行う。
- 2 配分額を、死亡又は行方不明1人当たり6千円、住宅全壊の場合は6千円、住宅半壊の場合は4千円とする。

1 追加配分の理由

被災世帯における冬期や年末年始等の多様な生活需要に対応するため配分するもの。

2 各市町村への追加配分方針案

各市町村において、第3次配分の交付対象者（死亡若しくは行方不明又は住宅の全半壊若しくは全半壊）に交付し、配分単価は、次のとおりとする。

死亡又は行方不明（1人当たり）、住宅全壊等（1戸当たり）			住宅半壊等（1戸当たり）		
国分	県分	計	国分	県分	計
4千円	2千円	6千円	2千円	2千円	4千円

3 追加配分可能額（令和元年9月末日現在）

区分	義援金残金	追加配分可能額
金額	1億9,851万2千円	2億1,291万7千円
内訳	国分	1億3,403万1千円
	県分	6,448万1千円
		1億4,363万7千円
		6,928万円

4 今回配分額と配分後残金

区分	追加配分可能額	第3次配分第9回（案）	配分後残金
金額	2億1,291万7千円	1億6,940万8千円	4,350万9千円
内訳	国分	1億4,363万7千円	3,500万3千円
	県分	6,928万円	850万6千円
		1億 863万4千円	
		6,077万4千円	

※ 国分保留額は新規申請28件分、県分保留額は新規申請14件に相当（災害関連死等）。

<参考>本追加配分後の交付対象1件当たりの額（単位：千円）

	配分回数	死亡又は行方不明（1人当たり） 住宅全壊等（1戸当たり）			住宅半壊（1戸当たり）			半壊以上の被害を受けた 福祉施設の入所者1人当たり	
		国分	県分	計	国分	県分	計	全壊	半壊
平成23年度	5	1,110	510	1,620	560	430	990	1,110	560
平成24年度	1	38	6	44	19	6	25	38	19
平成25年度	1	24	35	59	12	35	47	24	12
平成26年度	1	22	12	34	11	12	23	-	-
平成27年度	1	14	9	23	7	9	16	-	-
平成28年度	1	10	3	13	5	3	8	-	-
平成29年度	1	6	2	8	3	2	5	-	-
平成30年度	1	4	2	6	2	2	4	-	-
令和元年度	1	4	2	6	2	2	4	-	-
合計		1,232	581	1,813	621	501	1,122	1,172	591